

(別紙6：老人クラブ標準会則のひな形)

会則の例示

この会則の例示は、あくまでも一例としてお示しするものです。老人クラブは任意団体ですので、それぞれのクラブの会則は、会員相互の話合いで、クラブごとに会の実情に合わせ策定してください。

〇〇〇老人クラブ 会 則 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇という。

(構成)

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、〇〇〇におく。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、“健康・友愛・奉仕”を基本に、「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の健康福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- (2) 心とからだの健康づくり活動
- (3) 相互を支え合う友愛活動
- (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (5) すべての実践の基礎となる学習活動
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

第6条 会員は〇〇〇〇地区に居住する概ね60歳以上の者とする。

(加入)

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員選任方法)

第10条 役員は総会において選任する。ただし、副会長1名は女性部長をもってあてらる。

(役員職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、この会と会員との連絡及び諸事業の推進に当たる。
- 4 会計は、この会の会計を処理する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期・補充)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(会議構成)

第14条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(会議機能)

第15条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 年度活動計画に関する事項
- (2) 年度予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他会長が附議した事項

(会議の開催)

第 16 条 総会は年 1 回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

2 役員会は、必要により随時開催する。

(会議の招集)

第 17 条 会議の招集は、会長が行う。

(会議の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 19 条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 会員数及び出席会員数

(3) 議事の内容及び結果

第 5 章 女性部

(女性部の設置)

第 21 条 本会の活動を円滑に進めるため、女性部会を設置する。

2 女性部に、部長及び副部長を置く。

3 部長及び副部長の選任及び任期については、役員の規定を準用する。

第 6 章 会計

(経費の構成)

第 22 条 本会の活動に関わる経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってあ
てる。

2 会費の額は、総会において決定する。

(会計年度)

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。